

平成18年3月24日

広 報 資 料

建 設 局
〔担当 管理部監理検査課〕
TEL 222-3548

平成17年度京都市公共事業再評価の対応方針について

京都市では、平成17年度公共事業の再評価について、別紙のとおり対応方針を策定しましたので、お知らせします。

なお、総務局総務部行政改革課情報公開コーナーでも閲覧できます。

(対応方針の概要)

平成17年度公共事業再評価について、平成18年1月30日に第三者機関である京都市公共事業再評価委員会から提出された意見を踏まえ、再評価の対象となった10事業を事業継続とする京都市の対応方針を定めた。

事業種別	事業名	補単種別	審議結果
街路事業	幡枝葵森線	国庫補助事業	「事業継続」
	国鉄嵯峨駅北通	京都市単独事業	「事業継続」
	山陰街道	京都市単独事業	「事業継続」
	向日町上鳥羽線 (第二工区)	国庫補助事業	「事業継続」
	深草疏水通	国庫補助事業	「事業継続」
道路事業	主要地方道 大原花背線 (北部周辺地域整備事業)	京都市単独事業	「事業継続」
土地区画 整理事業	伏見西部第二地区	京都市単独事業	「事業継続」
	上鳥羽南部地区	京都市単独事業	「事業継続」
	竹田地区	京都市単独事業	「事業継続」
廃棄物処理 施設整備事業	北部クリーンセンター 建替え整備事業	国庫補助事業	「事業継続」

平成 17 年度京都市公共事業再評価

対 応 方 針

平成 1 8 年 3 月

京 都 市

平成18年3月24日
京 都 市

平成17年度公共事業再評価について、京都市公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 事業全体について

今回再評価を行った事業はいずれの事業も市民生活の向上や安全性の確保の上から、早期の完成が必要な事業である。特に長期化している事業については、今後も引き続き地域の協力が得られるよう努めるとともに、事業実施に当たっては、限られた予算を有効に活用するため、市民のニーズや意識の高まり、事業の必要性などを見極めたうえで一層、重点的かつ効率的な予算措置を行い、事業の推進を図る。

2 個別事業について

再評価の対象となった10事業の対応方針は別紙のとおり「事業継続」とする。

条件を付された2事業については、その条件の達成に取り組むとともに、引き続き事業の推進に努める。

なお、個別の事業については、次のとおり適切に対処していく。

(1) 街路事業 幡枝葵森線

本事業は、事業区間に並行する道路が狭あいだで歩道も設置されていないことから、新たな道路を整備し、歩行者等の安全と円滑な道路交

通を確保するものである。

早期の完了を目指し、事業の推進を図る。

(2) 街路事業 国鉄嵯峨駅北通

本事業は、JR山陰本線嵯峨嵐山駅と丸太町通とを結ぶアクセス道路を整備するものである。また、関連して進められている嵯峨嵐山駅の橋上駅化事業や自由通路の整備事業に併せて整備することにより、公共交通の利便性の向上を図るものである。

今後、関連事業を含め、関係者との協議を進め、事業の推進を図る。

(3) 街路事業 山陰街道

本事業は、阪急電鉄京都本線桂駅に近接しており、路線バスや歩行者等の通行が多いにもかかわらず、狭い歩道も設置されていない道路を拡幅することにより、歩行者等の安全と円滑な道路交通を確保するものである。

今後は、用地買収など住民の理解と協力を得るため、事業の進め方について十分に検討するとともに、事業完了までの実行計画を明確にしていく。また、事業に関する予算の確保にも努め、事業の推進を図る。

(4) 街路事業 向日町上鳥羽線(第二工区)

本事業は、一般国道171号久世橋付近の交通渋滞を解消し、生活道路内への通過交通を抑制することにより、安全で円滑な道路交通を確保するため、既に暫定供用されている第一工区とともに本市南部地域の道路ネットワークを形成するものである。

今後、残る用地買収を進め、関連する第一工区とともに平成19年度末の完了を目指し、事業の推進を図る。

(5) 街路事業 深草疏水通

本事業は、琵琶湖疏水の堤防敷を利用する歩行者等の安全と地域住民の生活環境の向上を図るため、緑豊かな親水性のある自転車歩行者道として、鴨川東岸線と一体的に整備を進めている。

今後、関連事業である鴨川東岸線とともに、事業の推進を図る。

(6) 道路事業 主要地方道 大原花背線(北部周辺地域整備事業)

本事業は、一般国道367号と477号を結ぶ本市北部地域の外郭幹線道路であり、災害時の代替道路等の機能を有するとともに、地域の活性化を促進するものである。また、地域住民から早急な道路整備が求められており、京都市・京北町合併建設計画にも掲載している。

平成12年度の委員会の意見を踏まえた本市対応方針に基づき、大見地区基本計画策定委員会を設置し、その中で大見地区における公園の土地利用計画や自然環境に配慮した道路ルートを検討したうえで、平成17年7月に大見地区基本計画を策定した。

今後は、大見、花背、広河原などを含めた地域住民の意見を聴くなど地域の状況を十分把握するとともに、大見地区基本計画で策定した道路ルートについて、けもの道の確保等可能な限り動植物への影響に配慮するなど、地域環境にふさわしい良好な道路整備及び管理の方法を明確にして、事業の推進を図る。

(7) 土地区画整理事業 伏見西部第二地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、油小路通他2路線の都市計画道路及び公園等の公共施設の整備を行うことにより、健全な市街地の形成を図るものである。

移転物件の補償及び公共施設整備や換地処分は既に終了しており、早期の事業完了を図る。

(8) 土地区画整理事業 上鳥羽南部地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、油小路通他 3 路線の都市計画道路及び近隣公園を根幹とした公共施設の整備を行うことにより、健全な市街地の形成を図るものである。

仮換地指定率は 97.7% に達しており、油小路通が既に供用されるなど、事業は終盤にきている。

今後、残る権利者の同意等を得るとともに、事業の推進を図る。

(9) 土地区画整理事業 竹田地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、油小路通他 3 路線の都市計画道路及び近隣公園を根幹とした公共施設の整備を行うことにより、健全な市街地の形成を図るものである。

油小路通等の都市計画道路や区画道路の築造は既に完了している。

今後、残り 1 件の仮換地指定について早期に解決し、事業の推進を図る。

(10) 廃棄物処理施設整備事業 北部クリーンセンター建替え整備事業

本事業は、「京都市循環型社会推進基本計画 ~京(みやこ)のごみ戦略 2.1~」に掲げる廃棄物管理システムの整備計画に基づき、平成 18 年度に耐用年限を迎える南部クリーンセンター第二工場の代替施設として旧北部クリーンセンターを建て替えるものである。

平成 18 年度以降の本市のごみ処理能力を確保するためには、4 工場体制を維持しなければならず、本施設は必要不可欠である。

今後、平成 18 年 12 月末の完了を目指し、事業の推進を図る。

平成17年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後10年間(廃棄物処理施設事業については5年間)を経過した時点で継続中の事業

再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業

社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	対応方針
街路事業	1	補	幡枝葵森線	延長 L=746m 幅員 W=12~14m	H3		15	「事業継続」
	2	単	国鉄嵯峨駅北通	延長 L=143m 幅員 W=11m 駅前広場面積 A=2,100m ²	H3		15	「事業継続」
	3	単	山陰街道	延長 L=178m 幅員 W=15m	H2		16	「事業継続」
	4	補	向日町上鳥羽線 (第二工区)	延長 L=1,045m 幅員 W=22~39m	H8		10	「事業継続」
	5	補	深草疏水通	延長 L=524m 幅員 W=6~21m	H8		10	「事業継続」
道路事業	6	単	主要地方道 大原花背線 (北部周辺地域整備事業)	延長 L=11,900m 幅員 W=8.5m	S54		27	「事業継続」
土地区画整理事業	7	単	伏見西部第二地区	面積 A=117.5ha	S44		37	「事業継続」
	8	単	上鳥羽南部地区	面積 A=151.0ha	S46		35	「事業継続」
	9	単	竹田地区	面積 A=48.1ha	S49		32	「事業継続」
施設整備事業	10	補	北部クリーンセンター 建替え整備事業	焼却施設 200トン/日×2基 再資源化施設 20トン/日×2系列	H13		5	「事業継続」

「補」は国庫補助事業、「単」は京都市単独事業を示す。

参 考 資 料

京都市公共事業再評価実施要綱

京都市公共事業再評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業のうち、この要綱に規定する再評価対象事業について、必要に応じて事業の見直し等の検討（以下「再評価」という。）を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道その他の、市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (3) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (4) 環境衛生施設整備事業 平成11年3月9日付け生衛発第355号厚生省生活衛生局水道環境部長通知で規定している環境衛生施設（水道施設（水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設を含む。）及び廃棄物処理施設をいう。）の整備に係る事業をいう。

(再評価対象事業)

第3条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号の一に該当するもの（以下「再評価対象事業」という。）について、実施する。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間（環境衛生施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算することとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第4条 再評価は、前条第1項各号に規定する期間の満了前に実施するものとする。

(再評価の方法)

第5条 市長は、再評価を行うに当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業に係る実施及び供用開始の目途

(2) 地域状況の変化等，事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果
(公共事業再評価委員会)

第6条 第1条に規定する目的を達成するために，第三者の意見を求める場として，京都市公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の公開)

第7条 委員会の会議は，公開とする。ただし，会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は，この限りでない。

2 市長は，前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは，その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは，再評価対象事業についての事業説明，審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は，傍聴を認めることにより行うとともに，公開した会議については会議録を作成し，これを公表する。

(対応方針の決定)

第8条 市長は，委員会の意見を尊重し，再評価対象事業について必要に応じ中止，休止を含む事業の見直しを行う等の対応方針を決定しなければならない。

(結果の公表)

第9条 市長は，前条の決定後速やかに，再評価の内容を公表しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長は，再評価を行った事業のうち，継続中の事業について，再評価後毎年その進捗状況，社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか，再評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は，平成10年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は，平成11年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は，平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は，平成14年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は，平成16年4月1日から施行する。